

## 広報春日井「まちのイベントNEWS」の掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、広報春日井「まちのイベントNEWS」の内容について公共性及び公平性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 内容

「まちのイベントNEWS」に掲載する内容は、行催事等のお知らせとする。

### 3 基準

掲載は、教育・文化・芸術・商工業・スポーツ等の振興、その他市民福祉の向上に寄与し、参加者又は対象者が主として春日井市民であり、次の各号のすべてに該当する行催事等とする。

- (1) 団体・サークル・企業が主催し、かつ、市内又は近隣で開催される行催事等
- (2) 春日井市及び春日井市教育委員会の後援等を受けた行催事等

### 4 準用

前項の規定にかかわらず、行催事等の内容が前項各号に掲げる行催事等に準ずるものとして認められる場合は、当該行催事等以外の行催事等の掲載に支障がないと認められる場合に限り、掲載するものとする。

### 5 その他

- (1) 同じ団体の掲載については、3月の間隔を空けるものとする。ただし、当該団体以外の掲載に支障がない場合であって、特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 掲載の申請期限は、掲載希望号の発行日の2月前の月の15日までとする。

#### 附 則

この基準は、平成18年5月1日号の広報春日井掲載より適用する。

#### 附 則

この基準は、平成 22 年 6 月 1 日号の広報春日井掲載より適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、平成 23 年 12 月 15 日号の広報春日井掲載より適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 9 月号の広報春日井掲載より適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 5 月号の広報春日井掲載より適用する。

## 広報春日井「まちのイベントNEWS」の掲載基準の運用について

- 1 「4 準用」に規定する「行催事等の内容が前項各号に掲げる行催事等に準ずるものとして認められる場合」とは、次に掲げる行催事等をいう。
  - (1) かすがい市民文化財団その他春日井市の出資法人等の後援等を受けた行催事等の場合
  - (2) 春日井市後援等取扱要綱（令和6年9月24日施行。以下「要綱」という。）第3条に定める基準を満たすと認められる行催事等であって、市長が適当と認めた場合（この場合において、必要に応じ、要綱第7条第2項各号に掲げる書類の提出を求め、確認するものとする。）
  
- 2 前項の「春日井市の出資法人等」とは、春日井市情報公開条例施行規則（令和5年4月1日施行）第13条に掲げる次の法人等をいう。
  - (1) 春日井市土地開発公社
  - (2) 公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団
  - (3) 公益財団法人春日井市健康管理事業団
  - (4) 公益財団法人春日井市食育推進給食会
  - (5) 公益財団法人かすがい市民文化財団
  - (6) 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
  
- 3 「4 準用」に規定する「当該行催事等以外の行催事等の掲載に支障がないと認められる場合」とは、広報春日井掲載に当たっては、まずは「3 基準」の項各号のすべてに該当する行催事等を優先的に掲載し、掲載の申請期限において、紙面に余裕がある場合は、これに準ずるものとして認められる行催事等についても掲載を認めるものである。